

ふ せ みんなで防ごう!

しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待

ちいき あんしん く
～だれもが地域で安心して暮らせるために～



しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし ほう へい せい ねん がつ しこう
障害者虐待防止法が平成24年10月から施行されました。

このパンフレットは、市民の皆さまに障害者虐待防止について知っていただくこと、
そして「虐待かな」と思ったら早期にご相談いただくために、相談窓口をお知らせします。

しょうがいしゃぎゃくたい わたし みづか お ちんだい
障害者虐待は私たちの身近に起こりうる問題です。

だれもが安心して暮らせるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

ひめ じ 市
姫 路 市



しろまるひめ

障害者虐待防止法とは？

障害者の尊厳を守る法律

障害者虐待防止法（正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳をおびやかされることを防ぐ法律です。障害者が安心して社会で暮らせるよう、障害者とその家族を地域で支えあい、みんなで障害者虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障害とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象になります。

※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による 障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。



こんなことは虐待になります！

障害者虐待の例として、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。虐待のサインを見逃さないようにしましょう。

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

具体的な例

- 平手打ちにする
- 殴る ● 蹴る ● つねる
- 縛りつける
- 閉じ込める

など

虐待のサイン

- ☐ 体に傷やあざが頻繁に見られる
- ☐ 急に怯えたり、怖がったりする
- ☐ 施設や職場に行きたがらない
- ☐ 自分で頭を叩いたり、突然泣き出す



性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

具体的な例

- 性的行為を強要する
- 裸にする
- 障害者にわいせつな話をする
- 映像を見せる

など

虐待のサイン

- ☐ 人目を避け、ひとりで部屋にいたがる
- ☐ 周囲の人の体をさわようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える



心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

具体的な例

- 怒鳴る ● ののしる
- 仲間に入れない
- 子どもあつかいする
- わざと無視する

など

虐待のサイン

- ☐ 怯える、わめく、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 無気力、あきらめ、なげやりの態度になる



放棄・放任

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること

具体的な例

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない

など

虐待のサイン

- ☐ 体から異臭、髪、爪の伸びている
- ☐ いつも汚れた服を着ている
- ☐ ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる



経済的虐待

本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使ったり、日常生活に必要なお金を渡さないこと

具体的な例

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない

など

虐待のサイン

- ☐ 年金等がどう管理されているか知らない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ サービス利用料等の支払いができない



虐待を見逃さないことが大切です

「虐待かな?」と思ったら

姫路市障害者

虐待防止センターにご相談ください



障害者が家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いたら、ご相談ください。

虐待をしている人は虐待をしているという認識がない場合もあります。また、虐待を受けていても、虐待を受けているという認識がないため、被害を訴えられないことも多いです。

虐待かどうかの判断は必要ありません。少しでも疑いがあると思われたら勇気をもってご相談ください。

障害者の虐待をなくすために、ご協力をおねがいします。

通報・相談窓口

姫路市障害者虐待防止センター

電話 079-221-2432

FAX 079-221-2430

Mail mamoru-fukushinet@city.himeji.hyogo.jp

※障害者の生命に危険が生じる状況の時は、まず警察に連絡し、障害者の安全を確保してください。